

# 千葉市資産経営推進本部設置要綱

## (目的及び設置)

第1条 この要綱は、千葉市が保有する資産の有効活用を図り、資産経営に関する重要事項の総合調整等を円滑に行うため、千葉市資産経営推進本部（以下「資産経営推進本部」という。）を設置し運営について定める。

## (所掌事務)

第2条 資産経営推進本部は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 資産経営の基本的な方針に関すること。
- (2) 資産の総合評価の実施に関すること。
- (3) 施設の利用方針に関すること。
- (4) 施設の長寿命化の推進に関すること。
- (5) その他資産経営の推進に必要な事項に関すること。

## (組織)

第3条 資産経営推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長の指定する副市長をもってこれに充てる。
- 3 副本部長は、本部長である副市長以外の副市長をもってこれに充てる。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 本部員は、別表1に掲げる職にある者をもってこれに充てる。ただし、本部長が必要と認める時は、本部員を補佐する職員を出席させることができる。なお、補佐する職員については、職位を部長以上とする。

## (本部会議の招集)

第4条 本部長は、資産経営推進本部の本部会議を招集し、これを主宰する。

- 2 本部会議において必要があると認める場合は、構成員以外の者を会議に出席させることができる。

## (庶務)

第5条 資産経営推進本部の庶務は、財政局資産経営部資産経営課において処理する。

## (補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、資産経営推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

別表1 資産経営推進本部

1	総務局長
2	総合政策局長
3	財政局長
4	市民局長
5	保健福祉局長
6	こども未来局長
7	環境局長
8	経済農政局長
9	都市局長
10	建設局長
11	中央区長
12	花見川区長
13	稲毛区長
14	若葉区長
15	緑区長
16	美浜区長
17	消防局長
18	水道局長
19	教育次長
20	病院局次長